

「新型コロナウイルス感染症拡大防止」に対する分会見解

感染の拡大に歯止めがかからず重症者は連日最多を更新している。1月8日には東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県の1都3県に緊急事態宣言が発令、1月14日には栃木県・岐阜県・愛知県・京都府・大阪府・兵庫県・福岡県の2府5県に緊急事態宣言が発令となり、計11都道府県に緊急事態宣言が発令された極めて異常な事態である。また、茨城県においても1月18日から県独自の緊急事態宣言を発令、福島県については1月15日から飲食店への時短営業要請、不要不急の外出自粛を要請している。更に世界では、より強い感染力を持つとされる新型コロナウイルスの変異種が加速的に広がっている事が確認されており、日本においても帰国者、入国者などに変異種が確認され、今までよりもより一層の対策を求められるのは必然である。JR東日本会社においても感染者が100名を超えている状況であり、新型コロナウイルスが身近に迫っている事を一人一人が再度認識しなければいけない。

この様な情勢下において工務連合分会組合員では、濃厚接触者・接触者・接触者の接触者など、多数にわたる組合員が年休・自宅待機・出勤先変更などを余儀なくされ、エッセンシャルワーカーとしての責務を果たせない事態を生み出してしまった。更には組合活動においても、職場集会の延期・運転再開区間視察の延期・分会旗開きの中止・分会レクの延期など、組合員にとって不利益となる現状を招いてしまった事に対して深くお詫び申し上げる。原因是友人との長時間の接触や、大勢での飲食などであり、これらについては危機管理意識が低下していたと言わざるを得ない事象である。今後同様の事象を繰り返さない為にもしっかりと対策を立て、全組合員で遵守し、自らが感染しない、家族・仲間を感染させない為の取り組みを行っていこうではないか。

一方、今回の事象に対して一部の管理者からは、大勢での飲食を共にした社員に対して「組合に勧誘されなかった？」などと言った発言が有った。また、組合員に対しては「カラオケに行つたの？カラオケはマズいでしょ～」と言った声が現場の管理者のみならず、支社の管理者からも挙がっている。更に職場に出勤していた社員に対しては「〇〇がどこで呑んだのか黙秘している」などと言った発言が行われていた。この様な発言が感染拡大を防ぐ観点からされていたとは到底考えられず、管理者の情報管理能力が問われると同時に、正確な情報を掴む事が出来ない状況を管理者自ら作り出している事に強い危機感を抱いている。特に「組合に勧誘されなかつた？」といった発言は、コロナ感染拡大を防ぐ観点と何が関係するのか甚だ疑問である。我々はこの様な発言は絶対に許さず、組合員を守る為にも断固抗議を行っていく。

現在の感染者数や病床数などを見ても、第1波より更に深刻な状況であるのは間違いない事実である。しかし、国民や企業の危機管理意識、更には国の危機管理意識を見てもまだまだ対策が不十分だと指摘せざるを得ない状況である。この様な現状からも我々が更なる感染拡大防止対策を全組合員で確認し、分会決死の覚悟で新型コロナウイルス拡大防止に取り組んでいこうではないか。

工務連合分会

「新型コロナウイルス感染症拡大防止」に対する分会見解を発出！

「新型コロナウイルス感染症拡大防止」に対する工務連合分会方針

- 濃厚接触者、接触者、接触者の接触者となった事実を真摯に受け止め、今後同様の事象を発生させないよう、日々危機管理意識を持って行動すること。
- 飲食を伴う外食は当面自粛し、日中帯や休日についても各自感染防止対策を徹底すること。
- 分会レクについては当面の間、中止とする。
- 職場集会については1回の開催人数を4名、時間は2時間を限度とし、1m以上の間隔を空けてマスク着用のうえ行う事とする。また、必要な情報はその都度メールなどで共有し、組合員の不利益に繋がる事の無いようとする。
- 分会旗開きについては中止とする。なお、必要な情報についてはメールなどで共有し、組合員の不利益に繋がる事の無いようにする。
- 感染が疑わしい場合等、何かしら不安なことが有った場合には分会執行部まで連絡をし、執行部は不安解消に向け会社と議論すると共に、感染拡大を防ぐために必要な情報の展開を行うこと。
- 厚生労働省で掲載している新型コロナウイルス感染症情報を全組合員に共有すると共に組合掲示板に掲示し、現状を理解し危機管理意識を高めるとともに身を守る行動をとること。
- 会社は、社員から感染が疑わしい症状があると報告があった場合や、感染が疑われる接触があると報告があった場合、時系列等の詳細把握に努め、最も安全と取れる判断に基づき指示をすること。また、時系列等の個人情報については徹底した管理を行い、情報漏洩を防ぐことを求める。
- 会社は、11都道府県の緊急事態宣言発令、茨城県独自の緊急事態宣言発令、福島県の飲食店への時短営業要請、不要不急の外出自粛要請を異常な事態だと捉え、労働者が必要とする有効な感染拡大防止対策を求める。
- 会社は、社員等が新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合の対応要領についての全社員周知の場を設け、社員から挙がった質問については支社対策本部又は人事課に問い合わせを行い解決することを求める。

“安全第一・健康第一”で “安心・ゆとり・働き甲斐、のある
風通しの良い健全な職場を全組合員で創造しよう！”

